

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 JMDN70908000

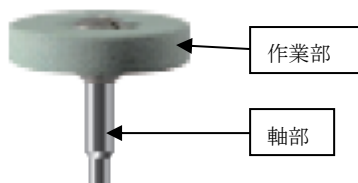
ピュア セラダイヤポイントHP

【禁忌・禁止】

- ・最高許容回転速度（回転数）を超えて使用しない。
- ・指定された用途以外には使用しない。

【形状・構造及び原理等】

形 状：以下のとおり



CD214-3	CD221-3	CD251-3	CD001-3	CD012-3
CD202-3	CD203-3	CD212-3	CD222-3	CD006-3
CD011-3	CD231-3	CD007-3		

仕様

形状番号	長さ (mm)	幅 (φmm)	最高許容回転速度 (rpm)
CD214-3	7	3	20,000
CD221-3	2.5	5	15,000
CD251-3	3	3	20,000
CD001-3	7	13	10,000
CD012-3	2	22	10,000
CD202-3	12	5	12,000
CD203-3	12	7	12,000
CD212-3	10.5	4	15,000
CD222-3	3.5	13	10,000
CD006-3	2	16	12,000
CD011-3	1.5	16	12,000
CD231-3	2	12	12,000
CD007-3	3.5	16	12,000

※誤差許容範囲：±0.2 mm

主成分：

作業部：合成ダイヤモンド粒子をセラミックで焼結したもの
軸部：ステンレス鋼

内容量：1本／ケース

【使用目的又は効果】

陶材、セラミックス等の補綴物の研削に用いる器材である。

【使用方法等】

1. 最高許容回転速度（回転数）を超えて使用しない。
2. 本製品を歯科技工用エンジンやレーズモーターに装着し、回転させる。
3. 被研削材に押し当てて、研削を行う。

【使用上の注意】

1) 禁忌・禁止

【禁忌・禁止】の項目に記載のとおり。

2) 使用注意

- ・ハンドピースメーカーの指定に従ってシャンク（軸部）を確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認する。
- ・作業に入る前に必ず安全な方向に向けて空回転させ芯振れ、その他の危険を取り除く。
- ・無理な角度や過度の加圧下での使用は避ける。
- ・研削を行う場合は集塵装置、公的機関が認定した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないようにする。
- ・研削を行う際は、保護メガネ等を使用し、万一、粉塵等が入った場合には、直ちに大量の水で洗浄した後、専門医（眼科医）の診断を受ける。
- ・歯科医療有資格者以外は使用しない。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

1. 水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
2. 本材は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管、管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社 クエスト

〒773-0009

徳島県小松島市芝生町西居屋敷 53-1

TEL：0885-38-9777 FAX：0885-38-9888

製造業者

・SHANGHAI TOBOOM DENTAL
TECHNOLOGY CO., LTD. (CHINA)

・株式会社クエスト